串間市若者応援給付金支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、若者の移住促進及び地域の人材確保を図るため、三大都市圏等から本市に移住して就業し、又は起業した若者に対し、予算の範囲内で若者応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、宮崎県若者ＵＩＪターン促進事業実施要領（令和７年４月１日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定。以下「県要領」という。）及び補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第２条　給付金の支給の対象となる者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

（１）　県要領に規定する給付金の支給要件を満たす者

（２）　県税及び市税に未納がない者

（３）　本市に移住する意思のある者

（給付金の額等）

第３条　給付金の額は、30万円とし、給付金の支給は、１人につき１回限りとする。

（支給申請）

第４条　給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、串間市若者応援給付金支給申請書兼請求書（別記様式第１号）に県要領に規定する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、本市に転入後１年以内に市長に提出しなければならない。

（支給決定）

第５条　市長は、前条の支給の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、串間市若者応援給付金支給決定通知書（別記様式第２号）により、不適当と認めたときは、串間市若者応援給付金不支給決定通知書（別記様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により給付金を支給することについて適当と認めたときは、当該申請者に対し、速やかに給付金を支給するものとする。

（届出の義務）

第６条　給付金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（報告及び立入調査）

第７条　市長は、給付金の支給について適切な実施等を確保するために必要があると認めるときは、支給決定者に対し、給付金の支給に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第８条　市長は、支給決定者が県要領に規定する給付金の返還要件に該当すると認めた場合は、当該支給決定者に対し、当該給付金の全額又は半額の返還を請求するも

のとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年６月18日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和11年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。